## 1 調査の経緯

明日香村内に計画された広域下水道の予定路線については、飛鳥・藤原地域の埋蔵文化財の破壊を最小限にとどめるため事前に協議を重ね、藤原京の条坊遺構や、史跡指定地に立坑を設けることはできる限り避ける方針がとられた。その結果、飛鳥川幹線管渠第27号発進立坑の位置は、飛鳥寺の史跡指定地外で飛鳥寺瓦窯から南に約150m離れた地点が選ばれ、遺構の有無を探るために南北10m、東西6mの範囲を調査することとなった。

ところが、この第1次調査で7世紀末に遡る大規模な石組溝が発見されたため、関係諸機関と協議し、立坑の位置を南東へ移して遺構の保存を計るべく第2次調査を実施することとなった。第2次調査は、第1次調査で検出した石組溝の南延長部と、工事に際して避けなければならない道路下のNTTの埋設管の位置を確認するために、東西13m、南北8mの不整形の調査区を設けて実施したが、この調査区でも石組溝の延長部と、新たに一時期古い石組暗渠を検出するに至った。

第27号立坑予定地は丘陵沿いに立地し、遺構密度も比較的低いのではないかとして選定されたのであるが、大規模な遺構が、しかも複雑に重複していることが確認されたのである。しかし、奈良交通バスの運行を確保できる迂回路と、工事基地に必要な最低限の面積を確保できる用地がここ以外には求められないこともあって、立坑の位置を移し、遺構を全面的に保存することはきわめて困難な状況となった。そこで、再度協議を重ねた結果、次善の策ではあるが、当初計画された立坑の予定地全域を調査し、そこから発見された石組溝・暗渠などの遺構を工事期間中解体して別途石材を保管し、工事終了後に復原するという案が打ち出された。第3次調査は、立坑の掘削によって破壊される範囲全体を調査するために、第1次調査区と重複する南北12m、東西9mの発掘区を設けて実施した。

今回の調査地周辺は、飛鳥寺と、飛鳥板蓋宮などの歴代の宮殿が営まれた重要な地域のほぼ中間にあたり、酒船石周辺における近年の調査成果と、『日本

書紀』の記述等を総合すると、7世紀中葉以降の大がかりな都づくりがこの辺りにも及んでいたと想定される。しかし、その遺構の実体については未調査部分が多いこともあってなお謎に包まれており、また適切な遺跡名も与えられていないのが現状である。小字名をつけるなどの案も考えられたが、遺構が小字薮ノ下の範囲にとどまらない大規模なものと推定されたため、この報告ではとりあえず飛鳥寺南方遺跡と仮称することとした。その範囲は、北を飛鳥寺の寺域南限、南を伝飛鳥板蓋宮などの宮殿遺構の北限(未確定)、東を酒船石が所在する丘陵、西を飛鳥川によって囲まれた平地部とし、そこに存在する7世紀代を中心とする遺構群の総称とする。したがって、今回検出した石組溝等は、この飛鳥寺南方遺跡の東を流れる基幹排水路として位置づけられる。

## 2. 検出した遺構

調査地は、飛鳥寺瓦窯が立地する丘陵の西斜面に接した村道と水田にまたがり、道路部分の盛り土を除去して旧道と旧水田の耕土・床土に達した。床土の下には上から青灰色粘質土層と黄灰褐色粘質土層の厚い堆積があったが、ほとんど遺物を含まない。この下には石組溝の埋没後に堆積した大量の砂層があった。この砂層を掘り下げて石組溝を、黄灰褐色粘質土層を取り除いて石敷などを検出し、その下層で石組暗渠や柱列を検出した。

今回検出した遺構は、7世紀中頃から平安時代初めにかけてのものであるが、調査面積が限定されたため、大きくA~C期の3時期に分けるにとどめ、詳細な時期区分は今後の周辺地域の調査の進展をまつことにしたい。

A期 石組暗渠 SX10と、東側の丘陵岩盤を削った傾斜面 SX13がある。

石組暗渠 SX10は、丘陵西斜面を削る大規模な土木工事をともなって構築されており、幅・高さともに約0.8m、全長24m以上で丘陵沿いに緩く弧を描きながら西北方向に延びる。工事は、まず花崗岩岩盤を削って傾斜面 SX13を設け、この傾斜面沿いの岩盤と地山の粘土層を掘り込んで幅約2m・深さ約0.8mの掘形を設ける。ついで、人頭大からひとかかえほどの玉石を3段ないしは